資料１

山形県公立大学法人　第３期中期目標期間終了時の検討について

１　概要

地方独立行政法人法(以下「法」という。)第 79 条の２第１項の規定により、知事は、山形県公立大学法人(以下「法人」という。)の中期目標期間の終了時までに、法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方、その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとされている。

また、検討を行うに当たっては、同条第２項の規定により評価委員会の意見を聴くとともに、第３項の規定により検討の結果及び講ずる措置を公表しなければならない。

２　検討方針

（１）実施時期

検討・措置の内容を第４期中期目標及び中期計画に反映させるため、次期中期目標の策定に並行して検討を行う。

（２）検討方法及び所要の措置

法人の業務全般については、令和７年度、評価委員会において①中期目標期間終了時に見込まれる業務実績評価を実施している。本検討では、評価後の状況も反映させるため、①における評価の結果と合わせ、先に実施した②令和７年度業務実績評価の結果も踏まえ、課題の整理・検討を行う。

また、所要の措置として、県が第４期中期目標を策定するに当たっては、今回の検討結果を踏まえるものとする。

３　課題の整理

①　中期目標期間終了時に見込まれる業務実績評価（見込評価）

評価委員会が令和７年度に実施した見込評価では、全ての大項目で、「４　中期目標を達成する見込みである」との評価を受け、全体評価として「全体として中期目標に定めた実施項目は着実に達成する見込みである」とされており、特段の課題は見られない。

（主な評価理由）

- 両大学において、全ての開講科目で授業評価アンケートを実施し、結果を学内で公表することで、教育の質の向上に努めている。
- 米沢栄養大学において、管理栄養士国家試験対策としてきめ細やかな支援を継続している。また、個別相談や面接指導等の支援体制の充実により、令和２年度から５年連続で就職率 100％を達成している。
- 米沢女子短期大学においても、継続的・効果的な支援により、高い就職率・編入学率を維持している。
- 各大学でカリキュラム・マップ等を新たに作成するとともに、内部質保証の充実のために「内部質保証に関する方針」を策定し、大学の教育研究水準の維持・向上を図っている。

②令和７年度業務実績評価

評価委員会が実施した令和７年度の実績評価では、全ての大項目で「４ 中期目標・中期計画の達成に向けて順調に進んでいる」との評価を受け、全体評価として、「全体として、年度計画に定めた実施項目は着実に実施されている」とされており、特段の課題は見られない。

（参考）期間中の各年度業務実績評価及び見込評価の結果

大項目	R3	R4	R5	R6	**見込**	**R7**
第２ 栄養大の教育研究等の質の向上に関する目標	４	４	４	３	**４**	**４**
第2-2 米短大の教育研究等の質の向上に関する目標	３	３	３	３	**４**	**４**
第３　業務運営の改善及び効率化に関する目標	４	４	４	４	**４**	**４**
第４　財務内容の改善に関する目標	４	４	４	４	**４**	**４**
第５　自己点検、評価及び情報の提供に関する目標	４	４	４	４	**４**	**４**
第６　その他業務運営に関する重要目標	４	４	４	４	**４**	**４**

４　検討の方向

（１）業務継続の必要性について

上記３のとおり、中期目標の達成に向けては、特段の課題もなく順調に進んでいることから、米沢栄養大学及び米沢女子短期大学について、引き続き、法人が業務を継続することが妥当と考える。

（２）「組織の在り方」及び「組織及び業務の全般」について

現時点において特に大きな課題はないが、第４期中期目標の策定にあたり、令和７年３月に策定した「第４次山形県総合発展計画後期実施計画」を反映することをもって、法第 79 条の２第１項に基づく所要の措置を講ずることとする。

第４次山形県総合発展計画後期実施計画の反映
○次代を担い地域を支える人材の育成・確保【政策の柱１】 ・学校教育の充実（高等教育機関等における高度で実践的・創造的な教育の展開） ・生涯を通じた多様な学びの機会の充実（産業界や地域のニーズを踏まえた社会人の学び直しの促進） ・若者の定着・回帰の促進（県内大学等との連携による若者の県内進学の促進、県内就業の促進）

資料２

公立大学法人山形県立保健医療大学
第３期中期目標期間終了時の検討について

１　概要

地方独立行政法人法(以下「法」という。)第 79 条の２第１項の規定により、知事は、公立大学法人山形県立保健医療大学(以下「法人」という。)の中期目標期間の終了時までに、法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方、その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとされている。

また、検討を行うに当たっては、同条第２項の規定により評価委員会の意見を聴くとともに、第３項の規定により検討の結果及び講ずる措置を公表しなければならない。

２　検討方針

（１）実施時期

検討・措置の内容を第４期中期目標及び中期計画に反映させるため、中期目標の策定に並行して検討を行う。

（２）検討方法及び所要の措置

法人の業務全般については、令和７年度、評価委員会において①中期目標期間終了時に見込まれる業務実績評価を実施している。本検討では、評価後の状況も反映させるため、①における評価の結果と合わせ、先に実施した②令和７年度業務実績評価の結果も踏まえ、課題の整理・検討を行う。

また、所要の措置として、県が第４期中期目標を策定するに当たっては、今回の検討結果を踏まえるものとする。

３　課題の整理

①中期目標期間終了時に見込まれる業務実績評価（見込評価）

評価委員会が令和７年度に実施した見込評価では、全ての大項目で「４　中期目標を達成する見込みである」との評価を受け、全体評価として、「全体として中期目標に定めた実施項目は着実に達成する見込みである」とされており、特段の課題は見られない。

（主な評価理由）

- きめ細かな就職・学習支援を行うことによる、高い就職率と全国平均を上回る国家試験合格率を実現している。
- 教務事務システムや勤怠管理システムを導入するなど、効率化、簡素化に取り組んでいる。
- 教育・研究、学生支援等を目的とした大学基金を新たに造成し、寄付金を受け入れている。
- 大学公式ＳＮＳを活用し、研究活動、学生活動等の積極的な発信を行っている。
- 大規模災害発生時に備え、安否確認システムの模擬訓練を通し、学生の防災意識向上に努めている。

②令和７年度業務実績評価

評価委員会が実施した令和７年度の実績評価では、全ての大項目で「４ 中期目標・中期計画の達成に向けて順調に進んでいる」との評価を受け、全体評価として、「全体として年度計画に定めた実施項目は着実に実施されている」とされており、特段の課題は見られない。

（参考）期間中の各年度業務実績評価及び見込評価の結果

大項目	R3	R4	R5	R6	見込	R7
第２　大学の教育研究等の質の向上に関する目標	４	４	４	４	４	４
第３　業務運営の改善及び効率化に関する目標	４	４	４	４	４	４
第４　財務内容の改善に関する目標	４	４	４	４	４	４
第５　自己点検、評価及び情報の提供に関する目標	４	４	４	４	４	４
第６　その他業務運営に関する目標	４	４	４	４	４	４

４　検討の方向

（１）業務継続の必要性について

上記３のとおり、中期目標の達成に向けては、特段の課題もなく順調に進んでいることから、山形県立保健医療大学について、引き続き、法人が業務を継続することが妥当と考える。

（２）「組織の在り方」及び「組織及び業務の全般」について

現時点において特に大きな課題はないが、第４期中期目標を策定するに当たり、令和７年３月に策定した「第４次山形県総合発展計画後期実施計画」に基づく内容とするとともに、大学卒の看護学生の県内定着が全国平均を大きく下回っている状況や山形県内の看護職員の供給が不足している状況等を踏まえ、本県の保健・医療・福祉を支える人材の着実な育成、研究成果を教育や地域に還元する地域貢献の取組みを引き続き推進する必要があると考える。具体的には、令和８年３月に策定した「山形方式・看護師等生涯サポートプログラム」に掲げる看護学生の県内定着率の目標値との整合性に留意し、県内への人材輩出機能の強化を図ることをもって、法第 79 条の２第１項に基づく所要の措置を講ずることとする。